

名古屋市告示第77号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 8年 2月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
一般社団法人ベル福祉会 名古屋市中村区森末町 4丁目86番地の 2	相談支援ベルフラワー	特定相談支援	2330100237	令和 7年 11月30日
	名古屋市中村区井深町15番17号	障害児相談支援	2370100204	令和 7年 11月30日
一般社団法人 S T A R T U P 名古屋市中村区清水五丁目 4番18号	相談支援事業所 T S U B A K I	一般相談支援 特定相談支援	2337600379	令和 7年 11月30日
	名古屋市中村区城南町 1番14号	障害児相談支援	2377600388	令和 7年 11月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課